

○第1章 計画の策定に当たって（素案：p.1-8 計画案：p.1-7）

番号	素案		計画案	
1	p.1 p.2	<p>（原案）</p> <p>ア 健康増進に向けた取組</p> <p>大阪府では平成30年（2018年）3月に「第3次大阪府健康増進計画」を策定し、社会情勢の変化等を踏まえつつ、府内全体で総合的かつ計画的に推進しています。</p>	p.1	<p>（修正案）</p> <p><u>大阪府では、急速に進む少子高齢化、大都市圏で唯一の人口減少への転換など、社会情勢の変化等を踏まえつつ、府民の健康寿命の延伸の実現に向けて、平成30年（2018年）3月に「第3次大阪府健康増進計画」を策定し、府民の健康状況と課題を把握し、その解決を図るための取組を社会全体で総合的かつ計画的に推進しています。</u></p>
		<p>（原案）</p> <p>イ 食育推進に向けた取組</p> <p>大阪府では「第3次大阪府食育推進計画」を策定し、府民や学校、地域、事業者、関係団体、市町村等との連携・協働により、食育を府民運動として推進しています。</p>	p.1 p.2	<p>（修正案）</p> <p>大阪府では、平成30年（2018年）3月に「第3次大阪府食育推進計画」を策定し、<u>「野菜バリバリ朝食モリモリ！みんなで育む元気な食」を合言葉に、府民や学校、地域、事業者、関係団体、市町村等との連携・協働により、食育を府民運動として推進しています。</u></p>

		<p>(原案)</p> <p>ウ 歯科保健推進に向けた取組</p> <p>大阪府では平成30年(2018年)3月に「第2次大阪府歯科口腔保健計画」を策定し、歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進しています。</p>	p.2	<p>(修正案)</p> <p>大阪府では、平成30年(2018年)3月に「第2次大阪府歯科口腔保健計画」を策定し、<u>歯周疾患の予防・早期発見・口の機能の維持向上を図るとともに、歯と口の健康づくりを支える社会環境整備を通じて、歯と口の健康づくりによる健康寿命の延伸等をめざし、</u>歯科口腔保健対策を総合的かつ計画的に推進しています。</p>
2	p.3		p.3	<p>(追記)</p> <p>ウ <u>中核市移行に伴う充実した保健・医療サービスの展開</u></p> <p>本市は、<u>令和2年(2020年)4月1日付けで中核市へ移行しました。これまで広域自治体である大阪府が実施してきた様々な事務を、市民に最も身近な基礎自治体である市が実施することで、市民サービスの一層の向上を図っています。</u></p> <p><u>特に、地域の保健衛生の推進においては、医師や薬剤師等による専門性の高い知識を生かして、きめ細やかな地域保健、健康づくり施策を推進するとともに、病院等の許認可業務を実施することで、市全体の医療の推進や公衆衛生の向上を図っています。</u></p>
2	p.4	<p>(原案)</p> <p>本市の平均寿命、健康寿命は国や大阪府を上回り、これからは健康寿命の更なる延伸及びQOLの向上をめざしていく必要があります。そのため、令和2年度(2020年度)に策定した「吹田市健康寿命延伸にかかる市内基本方針」に基づき、健康無関心層を含めた全ての市民を対象に「くらしにとけこ</p>	p.4	<p>(修正案)</p> <p>本市の平均寿命、健康寿命は国や大阪府を上回り、これからは健康寿命の更なる延伸及び<u>生活の質(QOL)</u>の向上をめざしていく必要があります。</p> <p><u>そのうえで、社会情勢や本市の健康づくり施策の動向を踏まえ、以下の4つの視点を反映した健康づくり施策を推進します。</u></p>

	<p>む健康づくり」を、北大阪健康医療都市（健都）を含む市全体で進めていきます。</p> <p>また、第3次計画では、社会動向や本市の状況を踏まえ、以下の3つの視点からの施策を推進します。</p> <p>ア アフターコロナを踏まえた人々の健康意識・生活様式の変化</p> <p>イ 中核市移行に伴う、より身近な保健施策の展開</p> <p>ウ 次世代の健康づくりの支援充実</p> <p>以上を踏まえ、「第3次吹田市健康増進計画」、「第3次吹田市食育基本計画」、「第2次吹田市歯と口腔の健康づくり推進計画」及び「健やか親子21（第2次）」に基づく取組や方向性を含め「健康すいた21（第3次）」を策定します。</p>	<p><u>ア 暮らしにとけこむ健康づくりの推進</u></p> <p><u>イ アフターコロナを踏まえた人々の健康意識・生活様式の変化</u></p> <p><u>ウ 中核市移行に伴う、より身近な保健施策の展開</u></p> <p><u>エ 次世代の健康づくりの支援充実</u></p> <p>なお、健康すいた21（第3次）では、健康すいた21（第2次）同様、健康づくりや食育、歯と口腔の機能を維持する取組について総合的に施策を推進するため、「吹田市健康増進計画（第3次）」、「吹田市食育基本計画（第3次）」及び「吹田市歯と口腔の健康づくり推進計画（第3次）」を一体的に策定します。また、健康寿命の延伸には、<u>幼少期から健やかな生活習慣を形成し維持することが重要であるため、次世代の健康づくりの支援充実に向けて、「健やか親子21（第2次）」に基づく取組や方向性も含めて策定します。</u></p>
--	---	--

○第2章 吹田市を取り巻く現状（素案：p.9-71 計画案：p.9-67）

番号	素案		計画案	
1			p.29	<p><u>グラフ等の追加</u></p> <p>生活習慣の状況に「健康意識」項目を追加しました。これに伴い、「健康づくりへの関心度」と「健康づくりを目的とした活動継続状況」を生活習慣の状況（キ 健診・重症化予防）p.59から移動し、「新型コロナウイルス感染症拡大による健康意識の変化」のグラフを追加しました。</p>
2			p.47	<p><u>グラフ等の追加</u></p> <p>生活習慣の状況（オ 歯と口腔の健康）において、歯間部補助清掃用器具の使用者の割合を示すグラフを追加しました。</p>
3			p.50	<p><u>グラフ等の追加</u></p> <p>生活習慣の状況（カ たばこ）において、保険者別（国保と協会けんぽ）の喫煙率のグラフを追加しました。</p>
4	p.55	飲酒の適量の認知度	p.53	<p><u>グラフ等の追加</u></p> <p>生活習慣の状況（キ アルコール）において、飲酒の適量の認知度の年代別のグラフを追加しました。</p>
5	p.63	朝食の必要性や減塩、野菜の摂取、適正体重などについて	p.59	<p><u>保育園や学校等では、子供の成長・発育に必要な栄養を考えた給</u></p>

		て、一人ひとりが、正しい知識や情報を得ることができるよう、啓発の機会を増やしました。また、保育園や学校等での食育活動、食生活改善のための健康教室や栄養指導、料理講習会などを実施し、更に、高齢者には個別対応による栄養摂取のための支援を行いました。		食の提供とともに、朝食の摂取等、家庭での望ましい食生活につながる啓発等に取り組みました。高齢者の低栄養予防では、介護予防教室として食の講話や食事バランスチェック等を実施し、家庭での食事作りに役立つはつらつ元気レシピ集の作成及び普及を行いました。また、健康相談や健康教室では食生活改善に向けた指導を行い、離乳食講習会や乳幼児健診では子供の発達に応じた食事の進め方について、助言・指導を数多く実施しました。更に、市内事業者と連携し、スーパー等で減塩や野菜の摂取についての啓発を行いました。
6	p.64	平成 29 年度（2017 年度）に禁煙治療の一部助成制度を開始し、禁煙のきっかけづくりに取り組むとともに、各種保健指導やイベント等の機会を捉え、受動喫煙の害や禁煙治療の情報提供を行いました。また、妊娠届出時に喫煙習慣のある妊婦やその同居家族に対して、喫煙による胎児や乳児への影響を情報提供し、禁煙指導を行いました。 平成 30 年度（2018 年度）からはスモークフリーシティ（たばこの煙のないまち）の実現をめざし、全庁的なたばこ対策の取組を開始しました。 また、令和元年（2019 年）から改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策が段階的に施行され、「望まない受動喫煙の防止」のため、規制の周知や施設に対する指導を行いました。環境美化の観点からは、路上喫煙禁止地区の拡大を図り、環境美化推進員が定期的に巡回し、指導を行いました。	p.60	保健指導やイベント等で受動喫煙の害や禁煙治療の情報提供を行うとともに、母子健康手帳交付時や乳幼児健診などの母子保健事業においても喫煙する両親や同居家族等への禁煙指導を行いました。また、平成 29 年度（2017 年度）には、禁煙の取組をサポートするため、禁煙治療の一部助成制度を開始しました。更に、平成 30 年度（2018 年度）から、スモークフリーシティ（たばこの煙のないまち）・すいた」の実現をめざし、庁内関係室課が連携してスモークフリーの理念発信や、禁煙推進、未成年者に対するたばこを吸わせない教育等のたばこ対策を進めてきました。環境整備においては、令和元年（2019 年）以降、改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止対策が段階的に施行されたことを受け、法や条例の周知を行うとともに、適宜施設に対する指導を行いました。環境美化の観点からは、路上喫煙禁止地区の拡大を図り、環境美化推進員が定期的に巡回し、指導を行いました。
7	p.65	子供の頃から運動習慣を身につけるために各種スポーツ	p.61	子供の頃から運動習慣を身につけるために児童館や児童センタ

		<p>教室等を実施するとともに、学校の保健体育の授業や運動部活動を通じた運動、身体活動の実践を行いました。</p> <p>就労世代に対しては健康教室や保健指導の場等で、身体活動・運動、ロコモティブシンドローム及びフレイル予防等について指導・助言をするとともに、広く市報・ホームページ等で啓発を行いました。高齢者に対しては、運動機能向上を目的として、いきいき百歳体操の推進やひろばde体操の地域展開、はつらつ元気手帳の作成及び普及啓発を行いました。</p> <p>更に、地域スポーツ指導者の育成や健康をテーマとした「健都ルールサイド公園」の整備など社会環境整備に取り組みました。</p>		<p>一での運動行事の実施、学校の保健体育の授業や運動部活動の推進などを行いました。就労世代に対しては健康教室や保健指導の場等で、運動習慣の勧奨やロコモティブシンドローム・フレイル予防等について指導・助言をするとともに、広く市報やホームページ等で啓発を行いました。高齢者に対しては、運動機能向上を目的として、いきいき百歳体操の推進やひろばde体操の地域展開、はつらつ元気手帳の作成及び普及啓発などを行いました。</p> <p>更に、地域スポーツ指導者の育成や、健康をテーマとした健都ルールサイド公園の整備など社会環境整備に取り組みました。</p>
8	p.66	<p>ストレス解消の基本となる十分な睡眠や休養の必要性について啓発を行うとともに、ストレス解消に重要である趣味や生きがい、人とのふれあいを持つ機会の提供を行いました。</p> <p>また、心配や悩みごとを早期に解決できるよう、様々な相談窓口の充実と普及啓発を図りました。</p>	p.62	<p>こころの健康を保持するために、適度な運動やバランスのとれた食事、十分な睡眠の確保、ストレスの解消などについて、健診事業や相談業務等での働きかけを行うとともに、市民講演会や、啓発リーフレット、ポスター等を通じて、こころの健康問題や自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行いました。また、ストレス解消に重要である趣味や生きがい、人とのふれあいを持つ機会の提供を行いました。</p> <p>更に、ライフステージに応じたメンタルヘルスケアの充実（産後うつ、育児不安、いじめ問題、就労問題、高齢者の悩み等）のため、相談支援体制の整備や窓口の充実及び普及啓発を図るとともに、自殺予防の対応・支援等を行う人材育成として、市職員を始め、関係機関に対して自殺ゲートキーパー研修を実施しました。</p>
9	p.67	<p>歯と口腔のセルフケアや定期的な歯科健診の受診、歯周病と喫煙、全身的な疾患との関わりなどについて啓発を行いまし</p>	p.63	<p>保育所や幼稚園、小・中学校での歯科健診及び歯科保健指導、妊産婦・乳幼児・成人・障がい者等に対する歯科健診を実施しまし</p>

		<p>た。特に、口腔ケアや摂食・えん下に関する情報発信と市民への啓発をする拠点として、吹田市口腔ケアセンターを継続して活用してきました。</p> <p>また、高齢者の口腔機能の維持・向上のため吹田かみかみ健口体操を作成し、普及啓発を行うとともに、オーラルフレイルの認知度向上のため各種教室・講演会において啓発を行いました。</p>		<p>た。また、健診事業や市民講演会等で、歯と口腔のセルフケアの方法の助言・指導や定期的な歯科健診の受診勧奨、歯周病と喫煙や全身的な疾患との関わりなどについて啓発を行いました。また、市民向けの啓発の拠点として、吹田市口腔ケアセンターを活用し、口腔ケアに関する情報発信や講座などを実施しました。</p> <p>更に、高齢者の口腔機能の維持・向上のため、吹田かみかみ健口体操を作成し普及啓発を行うとともに、介護予防教室や講演会等においてオーラルフレイルについて啓発を行いました。</p>
10	p.68	<p>アルコールの害について普及啓発を行うとともに、多量飲酒者に対する相談を実施することで、適量飲酒の啓発を推進しました。</p> <p>また、未成年者や妊産婦に対して、飲酒が健康に及ぼす影響等について普及啓発を行い、飲酒防止に努めました。</p>	p.64	<p>健康相談や健康教育、イベント等において、アルコールの害や適量飲酒について普及啓発を行うとともに、保健指導の場等で多量飲酒者に対して適量飲酒や休肝日の指導を行いました。</p> <p>また、小・中学校でのアルコール教育について全校で実施するとともに、飲酒習慣のある妊婦に対して、胎児や授乳時の乳児への影響について情報提供を行い、飲酒防止に努めました。</p>
11	p.69	<p>健康に関する正しい知識を持つことができるよう、健康相談や出前講座、健康教室を行うとともに、企業等との連携や、インターネット等を活用した情報発信を実施しました。また、主体的で積極的な健康づくりを地域で推進するため、すいた健康サポーターやキッズ健康サポーターを養成しました。</p> <p>更に、がん検診の受診率向上のため、圧着はがきによる個別勧奨を実施し、受診率の向上をめざしました。また、健（検）診の結果を踏まえて、生活習慣病予防及び重症化予防に向けて望ましい生活習慣を継続できるよう、かかりつけ医等と連携しながら支援を行いました。</p>	p.65	<p>ライフステージに応じて健（検）診を実施するとともに、その結果に応じて生活習慣改善や重症化予防のための情報提供や保健指導等を行いました。各種がん検診については、受診率向上のため、圧着はがきによる個別勧奨を実施するとともに、受診しやすいよう集団検診の実施回数や実施場所等の工夫を行いました。また、令和2年（2020年）1月から、満50歳以上の市民を対象に、胃内視鏡検診を開始しました。</p> <p>また、健康に関する正しい知識を持つことができるよう、健康相談や出前講座、健康教室を行うとともに、公共施設や民間企業との連携や、インターネット等を活用した健康づくりに関する啓発を実施しました。また、地域の健康づくりを支える役割としてす</p>

12	p.71	<p>食に対する意識の向上や心豊かな人間性を育むため、農業体験の機会の提供や地産地消の推進、日本食の文化やマナーについての普及啓発に取り組み、食への関心や理解を深めることにつなげました。</p> <p>家庭など誰かと一緒に食事する共食は、子供が食事を楽しみ、食に関する知識を身につける機会となるため、一緒に食事をする事の大切さについて啓発を行いました。保育園や学校等の給食では食事を楽しむ機会を大切に、地域では高齢者が仲間と食事をする機会を提供しました。</p> <p>「夕食について孤食が「よくある」子供の割合」は幼児期で変化はなく、小学生、中学生で目標値を達成しています。</p> <p>「ふれあい昼食会参加人数」は計画策定時から変化がなく、「食育に関心を持っている人の割合」は減少しています。</p> <p>食育への関心を向上させるため、共食の普及促進に向けた取組や、様々な食育活動を通じて食に関する理解を深められるよう、家庭、保育園、学校、地域等が連携して取り組む必要があります。</p>	<p>いた健康サポーターやキッズ健康サポーターを養成しました。</p> <p>食に対する意識の向上や心豊かな人間性を育むため、農業体験の機会の提供や小学校給食での地産地消の推進、市の特産品である吹田くわいの栽培奨励などに取り組み、食への関心や理解を深めることにつなげました。</p> <p>また、乳幼児健診や離乳食講習会等で、乳幼児期に望ましい栄養や食習慣について継続して啓発を行いました。保育園や学校等の給食では、食事を楽しむ機会を大切にするとともに、食育の授業等、食への関心を高める取組を実施しました。保護者に対しても、食や栄養に関する知識の普及を行いました。</p> <p>更に、ひとり暮らしの高齢者が一緒に会食することで、閉じこもりの防止や活力の回復をめざしたふれあい昼食会を市内全域で開催しました。</p> <p>「夕食について孤食が「よくある」子供の割合」は幼児期で変化はなく、小学生、中学生で目標値を達成しています。「ふれあい昼食会参加人数」は計画策定時から変化がなく、「食育に関心を持っている人の割合」は減少しています。</p> <p>子供の頃に望ましい食習慣を身につけるため、家族や仲間と一緒に食事をする機会や様々な学びの場を通じて、食への関心や理解を深めていけるよう、家庭、保育園、学校、地域等が連携して食育に取り組む必要があります。また、高齢者においては地域でコミュニケーションを図りながら食を楽しむ機会をもつことや、食の知識や経験を次世代に伝える役割として食育活動に関わりをもつことも必要です。</p>

○第3章 第3次計画の基本的な考え方（素案：p.72-80 計画案：p.68-77）

番号	素案	計画案
1	p.72 1 計画のめざすもの (1) 計画のめざすもの	p.68 1 計画のめざすもの (1) 市のめざすべき将来像
2	p.73 ②健康上の問題による日常生活への影響について、「ない」と回答した人の割合 75%	p.69 ・数字に誤りがあったため、修正しました。 ②健康上の問題による日常生活への影響について、「ない」と回答した人の割合 71.5%
3	p.73 (原案) 病気になったとしても、介護が必要であったとしても、病気と付き合いながら、支援を受けながらも「自分のやりたいことができる」状態を保つことが重要であることから、健康上の問題による日常生活への影響について、「ない」と回答した人の割合の増加を目標とします。	p.69 (修正案) <u>健康には肉体的、精神的、社会的に十分に調和がとれた状態であることが重要です。国で健康寿命の算出の主指標として用いられる「日常生活に制限のない期間の平均」は、それらの要素を包括的に表すと考えられています。そこで、健康上の問題による日常生活への影響（日常生活動作、外出、仕事・家事・学業、運動など）について、「ない」と回答した人の割合を指標とし、その増加を目標とします。</u>
4	p.78 (1) 分野の設定 健康すいた21（第2次）の分野から、吹田市健康寿命延伸にかかる市内基本方針で定める生活に取り込む8つのライフスタイルの名称を合わせ、分野の名称を変更しました。	p.75 ・ <u>全ての取組の基礎となる「分野1 暮らしにとけこむ健康づくり」、健康づくりの取組である「分野2 食べる」、「分野3 動く・出かける」、「分野4 眠る・癒す」、「分野5 歯と口腔の健康」、「分野6 たばこ」、「分野7 アルコール」と、健康管理に当たる「分野8 診てもらう」の8つの分野を設定しています。</u>

○第4章 分野別取組（素案：p.81-144 計画案：p.78-155）

番号	素案	計画案
1		共通 各分野における行政・地域団体等の取組については、各団体等の回答を受け、文言修正等を行っております。
2		共通 各分野における「目標値の考え方」を追加しました。
3		p.78 p.79 第4章の構成について説明を追加しました。

分野1 くらしにとけこむ健康づくり

番号	計画素案	計画案
1	p.81 リード文 健康に影響を与える要因のなかで、特に、運動や食生活などの「ライフスタイル」と市民の生活の場や人とのつながりなどの「社会環境」に着目し、地域団体や企業・研究機関等との連携やデータの活用、行動経済学を活用した仕掛けづくりなどを通じて、くらしにとけこむ健康づくりを推進します。	p.80 ・「リード文」に記載されていた内容は第3章の基本方針と重複していたため、「リード文」を下記のように修正しました。 健康無関心層を含む全ての市民を対象として、「1 自然と健康になれるまちづくり」を進めます。更に、市民自身が健康づくりの取組を行いやすくするために、知識や技術の提供、社会環境整備などの「2 市民の主体的な健康づくりを支える」取組を、特に「健康に関心はあるが、多忙等、何らかの理由により健康づくりの取組ができていない人」を重点ターゲットとして進めます。 取組の推進に当たっては、地域団体や企業・研究機関等との
2	p.82 (1) 楽しみながら自然と健康になれるまちづくり 健康無関心層を含む全ての市民が、本人の意思に関係なく、健康づくりに取り組むことができる環境を整えることで、自然と健康になれるまちづくりを進めます。	

3	p.83	(2) 市民の主体的な健康づくりを支える取組 <u>市民の主体的な健康づくりを支えるため、特に「健康に関心はあるが、多忙等、何らかの理由により健康づくりの取組ができていない人」を重点対象として、自分でできる健康づくりを継続できるよう、くらしにとけこむ健康づくりの取組を進めます。</u>		連携やデータの活用、行動経済学を活用した仕掛けづくりなどを通じて、くらしにとけこむ健康づくりを推進します。
4			p.80 p.81	分野 2~8 の構成に合わせて、「現状・課題」を追加しました。
5	p.81	成果指標 <u>生活習慣を改善するつもりはない人の割合</u> 取組の評価指標 健康経営に取り組む企業数	p.81	成果指標 <u>健康づくりを目的とした活動を続けている人の割合</u> 取組の評価指標 (1) 自然と健康になれるまちづくり 健康経営に取り組む企業数 (2) 市民の主体的な健康づくりを支える取組 <u>生活習慣を改善するつもりはない人の割合</u>
6	p.81	行政・地域団体等の取組 (1) 楽しみながら自然と健康になれるまちづくり (2) 市民の主体的な健康づくりを支える取組	p.81	(1) 自然と健康になれるまちづくり (2) 市民の主体的な健康づくりを支える取組
7	p.82	—	p.82	市民の取組 <u>・本人の努力や意思、経済状況などの社会環境などによらずとも、健康づくりの取組ができることによって、自身の健康への関心を持つことにつなげる</u> <u>・ライフスタイルに合わせ、楽しみながら無理のない範囲で健康づくりの取組を継続して実施する</u>

8	p.82	<p>イ 人とつながる場づくり</p> <p><u>健康を維持するためには、いろいろな人との交流を含め、人とつながる場があることが大切です。社会的なつながりをとおして、新しい友人ができる、生活に充実感が出る、健康や体力に自信がつく、生きがいができるなどにつながり、それらが病気や介護の予防、死亡率の低下に影響し、健康寿命が延伸すると言われています。</u></p> <p><u>本市においても、転入・転出や妊娠出産等の環境の変化に伴う子育て世代の孤立化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための自粛生活の影響によるコミュニケーション不足など、全ての世代において社会的なつながりが希薄になる可能性があります。</u></p> <p>そのため、全ての世代に対し、人とのつながりが持てるような場を提供します。</p>	p.83	<p>全ての世代に対し、<u>趣味・生きがいにつながる場や、居場所づくりなどによって人とつながりが持てるような場を提供します。</u></p>
9	p.82	<p>ウ 学校、職場などにおける健康づくりの推進</p> <p><u>就労世代は、1日の多くの時間を職場で過ごしている人が多く、コロナ禍によって在宅勤務が増えるなど、働き方が変化しています。そのため、各職場において、健康的な職場環境の整備や職場を通じた働きかけが重要です。</u></p> <p><u>従業員の健康保持・増進の取組が、将来的に収益性等を高める投資であるという考えの下、従業員の健康管理を経営的な視点から考えて、戦略的に取り組むという健康経営の視点が重要視され、取り組む企業も増えてきています。</u></p> <p>そのため、地域保健と職域保健の連携により、働く人の健康づくりを支援するとともに、健康経営の視点から各事業所が行う</p>	p.83	<p>下線は削除し「課題」にまとめました。</p>

		健康づくりを促進します。		
10	p.83	<p>ア 健康について知る・学ぶ機会の提供</p> <p><u>(1)「ヘルスリテラシー」とは、「自分に合った健康情報を探して、理解し、評価したうえで、使える力」を言います。(2)ヘルスリテラシーを身につけるためには、市民が自ら学ぶこと、互いに学び合うことや、分かりやすい情報が提供され、その理解や活用に応じた支援があることなどが重要です。市民が日々の体調を管理するとともに、自分でできる健康づくりに取り組めるよう、手洗い、うがいなど、健康につながる基本的な生活習慣の大切さのほか、感染症や熱中症など、健康に関わるさまざまな正しい情報を伝える必要があります。</u></p> <p><u>そのため、市民が自分の健康状態に合った必要な情報を見極め、最善の選択を行うことができるよう、公共施設や商業施設など暮らしにとけこむ身近な場で、各ライフステージに応じた、日々の健康のために必要な知識や技術について情報発信を行います。</u></p>	p.84	<p>ア 健康について知る・学ぶ機会の提供</p> <p>市民が日々の体調を管理するとともに、自分でできる健康づくりに取り組む<u>うえで、自分の健康状態に合った必要な情報を見極め、最善の選択を行うことができるよう、手洗い、うがいなど健康につながる基本的な生活習慣の大切さのほか、感染症や熱中症などの情報や各ライフステージに応じた日々の健康のために必要な知識や技術について、公共施設や商業施設など暮らしにとけこむ身近な場で、情報発信を行います。</u></p> <p>(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下線(1)は削除し用語集にまとめる予定です。</li> <li>・下線(2)は削除し「課題」にまとめました。</li> <li>・点線部に文言修正はなく、位置の入れ替えを行いました。</li> </ul>
11	p.83	<p>イ 健康づくりを行うための場の提供</p> <p><u>健康づくりを行いやすくするためには、暮らしに近い場所で健康づくりのための場や機会があることが必要です。</u></p>	p.80	削除し「課題」にまとめました。

分野2 食べる

番号	計画素案		計画案	
1	P.85	また、私たちの食生活は自然の恵みや食に関わる人々の行動によって支えられていることから、そのことへの感謝の気持ちや、食べることを大切に <u>する意識を持つことが必要</u> です。	p.88	また、私たちの食生活は自然の恵みや食に関わる人々の行動によって支えられていることから、そのことに感謝し、「 <b>2 食べることを大切に<u>する意識を持つ</u></b> 」ことが必要です。
2	p.85 86	現状	p.88	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について、第2章と重複した部分を省き、特徴的な現状のみを残しました。</li> <li>・新たに追加した「現状」は以下のとおりです。 全国学力・学習状況調査(令和元年度(2019年度))</li> <li>・<b>朝食を毎日食べる</b> 小学6年生95.7%、中学3年生92.3%</li> <li>市民意識調査</li> <li>・<b>食品の安全性における意識</b> 青年期で25.5%と最も低い</li> <li>・<b>夕食を一人で食べる</b> 「よくある」が幼児期0.6%、小学生0.4%、中学生6.8%</li> </ul>
3	p.86	<p>Ⅰ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校卒業相当から30歳頃までの就労世代では、食に対する関心が<u>低く、食生活において栄養バランスを重視する人が少ない傾向にあります。</u></li> <li>・30歳頃からの就労世代は、<u>食生活において栄養バランスを重視し、食育への関心も高いですが、朝食を毎日食べていない人が32.4%、栄養バランスのとれた食事を実践している人は50.0%に留まっています。</u>子育て世代でもあることから、<u>子供の食習慣への影響を視点に置いた働きかけが必要です。</u></li> <li>・就労世代には、<u>商業施設や学食・社員食堂等で、健康的な食生活が実践できるよう環境整備が必要です。</u></li> </ul>	p.89	<p>Ⅰ 課題</p> <p>◆<b>就労世代</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校卒業相当から30歳頃までの就労世代では、食に対する関心が<u>低い傾向にあるため、機会を捉え効果的に啓発を行うことが必要</u>です。</li> <li>・30歳頃からの就労世代は、<u>仕事や子育てで忙しい中、食生活が不規則になりやすい</u>うえ、健康上の問題が現れてくる年代でもあります。特に子育て世帯では子供の食習慣への影響も考えられることもあり、<u>多忙な中でもバランスよく食べることを実践できるような働きかけが必要</u>です。</li> </ul> <p>※「食べる」では青年期と成年期で現状・課題が異なることを</p>

		<p>(中略)</p> <p>・ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での食事の機会が増えたことから、食生活を見直す機会となるよう、食に関する知識の啓発やバランスよく食べることに<u>関心を持つような取組を行っていくことが必要</u>です。</u></p>		<p><u>受け、就労世代を「高校卒業相当から 30 歳頃まで」と「30 歳頃から」の 2 つに分けて整理をしています。</u></p> <p>(中略)</p> <p>◆<b>全世代</b></p> <p>・ <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、家庭での食事の機会が増えたことから、食生活を見直す機会となるよう<u>働きかけが必要</u>です。</u></p>
4	p.86	<p>現状・課題</p> <p>2：自然の恵みや食を支える人々に感謝し、食べることを大切に<u>にする</u></p>	p.89	<p>現状・課題</p> <p>2：食べることを大切に<u>する意識を持つ</u></p>
5	p.86	<p>2 課題</p> <p>・ <u>就労世代のうち家庭を持つようになる年代では、親子で楽しく<u>学べる機会を増やし、子供の食への関心や食べる楽しさにつな</u>げていくことが必要です。また、<u>食育への関心が低い若い世代</u>に対しても、<u>楽しく魅力的な取組を通じて働きかけを行うと</u>ともに、<u>バランスよく食べることの啓発の中に情報として食育を</u>取り入れていく必要があります。</u></p>	p.89	<p>2 課題</p> <p>・ <u>バランスよく食べる「健康の視点」と、食べることを大切に</u>しながら「<u>持続可能な食を守る視点</u>」の両方を意識し、<u>総合的に食育を推進していく必要があります。</u></p> <p>・ 現状について、第 2 章と重複した部分を省き、特徴的な現状のみを残しました。</p>
6	p.87	<p>《食べることを大切に<u>する意識を育てるために必要なこと</u>》</p>	p.95	<p>・ 該当する箇所（市民のめざす姿 2 「(1) <u>食べることを大切に</u>する意識を育てる」）に移動しました。</p>
7	p.87	<p>市民のめざす姿</p> <p>1 おいしく楽しく、<u>バランスよく食べる～元気なからだづくり</u></p> <p>～</p> <p>2 自然の恵みや食を支える人々に感謝し、<u>食べることを大切に</u>する</p>	p.90	<p>市民のめざす姿</p> <p>1 おいしく楽しく、<u>バランスよく食べる</u></p> <p>2 <u>食べることを大切に</u>する意識を持つ</p>

8	p.87	行政・地域団体等の取組 Ⅰ（２） <u>全世代に共通する食育の取組</u>	p.90 行政・地域団体等の取組 Ⅰ（２） <u>食環境の整備</u>  ・「全世代に共通する食育の取組」は「（１）ライフステージに応じた食育の取組」に含めました。 ・「（１）ライフステージに応じた食育の取組」に含まれていた食環境の整備に関わる部分を（２）として別立てにしました。
9	p.88	（１）ライフステージに応じた食育の取組	p.91 （１）ライフステージに応じた食育の取組 <u>食べる力を育み、健全な食生活が実践できるよう、各ライフステージにおける特徴や課題に応じた食育を推進していきます。</u>  ・ライフステージ全体を説明する文章を追加しました。 ・それに伴い、「＜食育で育てたい「食べる力」＞」を全てのライフステージに関わるものとして掲載位置を変更しました。

10	p.88	<p>ア 子供の食に関する体験や学びの機会の充実</p> <p>(1)子供の頃には、様々な食育を通じて「食べる力＝生きる力」を育み、健全な食生活の基礎を身につけていくことが必要です。そのため、保護者や学校、保育所等の関係者が連携し、子供が楽しみながら食の知識を広げられるよう工夫した取組を進め、合わせて家庭での理解が進むよう意識した働きかけを行います。</p> <p>家庭では保護者の食習慣が子供に影響を与えることから、子供が望ましい食習慣を身につけられるよう、毎日朝食をとること等の基本的な食生活について親子に対し啓発を行うとともに、地域団体等との連携についても検討していきます。また、学校では、教科と関連した食の指導や給食内容の充実により食育を一層推進していきます。更に、(2)地域での親子で学ぶ機会や、国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所等の研究機関と連携した子供の食育を進めていきます。</p>	<p>p.91</p> <p>ア 子供の食に関する体験や学びの機会の充実</p> <p>子供が楽しみながら食の知識を広げられるよう、保護者や学校、保育所等の関係者が連携して食育の推進に取り組みます。</p> <p>特に家庭では、保護者の食習慣が子供に影響を与えることから、子供の健全な食習慣の形成に向け親子に対し啓発を行うとともに、子供を通じて保護者の行動を促すような働きかけも行います。</p> <p>また、学校での教科と関連した食の指導や給食を通じた食育の取組、地域団体や国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所等の研究機関と連携した子供の食育の取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題に該当する箇所（下線（1））は、「現状・課題」に記載があるため、削除しました。</li> <li>・点線下線部は順番の入れ替えです。</li> <li>・下線（2）はめざす姿2に含めました。</li> </ul>
11	p.89	<p>イ 就労世代（高校卒業相当から30歳頃まで）への機会を捉えた啓発</p> <p>(1)高校卒業相当から30歳頃までの就労世代は、食に対する関心が低く、食生活において栄養バランスを意識する人が少ない傾向があります。また、外食・中食の利用が他の世代に比べて多いという特徴もあります。そのため、適切な栄養の摂取や、食品を選択するための知識、食品衛生に関する知識（栄養成分表示の確認、食中毒予防等）等について、インターネットやイベントの場等を活用しながら適切なタイミングで啓発し、食に興味を持つよ</p>	<p>p.92</p> <p>イ 就労世代（高校卒業相当から30歳頃まで）への機会を捉えた啓発</p> <p>適切な栄養の摂取や食品を選択するための知識（栄養成分表示の活用、食中毒予防等）について、興味や関心を持ちながら知識の習得につなげられるよう、インターネットやイベントの場等を活用し、効果的に啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状・課題に該当する箇所（下線（1））は、「現状・課題」に記載があるため、削除しました。</li> <li>・下線（2）は食環境づくりに該当するため、p.94の（2）に</li> </ul>

		<p>う働きかけを行います。</p> <p>(2)また、飲食店やコンビニエンスストア、学生食堂など、この世代が多く利用する場所で、食に関する情報発信や行動変容につながる仕掛けづくりを行うため、飲食店や給食施設等の事業者と連携し、食環境づくりを進めていきます。更に、自分で料理を作る楽しさを伝えるため、簡単に作れる料理レシピの発信を行います。</p>		<p>移動しました。</p>
12	p.89	<p>ウ 就労世代（30歳頃から）の行動を後押しする支援</p> <p>(1)仕事や子育てで忙しい生活の中では、食生活も不規則になりがちです。簡単な食事で済ませたり、朝食を食べない等、バランスのよい食生活の実践が難しい一方、健康上の問題が現れてくる年代でもあります。そのため、健康的な食生活が自然と実践できるよう、公共施設や商業施設などのくらしにとけこむ場での環境整備により、行動を後押しする必要があります。</p> <p>(2)簡単に作れる料理レシピの発信や、スーパー等での商品を活用した情報の発信、社員食堂での栄養バランスのとれた食事の提供や情報発信等、商業施設や社員食堂等への働きかけにより、(3)連携して環境づくりを進めていきます。また、子供がいる家庭には、子供から親への働きかけによって親の行動を促すような働きかけを行います。</p>	p.92	<p>ウ 就労世代（30歳頃から）の行動を後押しする支援</p> <p>多忙な中でもバランスよく食べることを実践できるよう、生活に身近なスーパーや社員食堂等で、食生活に役立つ情報の発信や、健康的な食の選択ができるような働きかけを行います。</p> <p>また、子供を通じた保護者への働きかけや、健診や講座等の機会に適切な働きかけを行うことにより食生活の改善を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状・課題に該当する箇所（下線（1））は、「現状・課題」に記載があるため、削除しました。</li> <li>・下線（2）は「食生活に役立つ情報の発信や健康的な食の選択ができるような働きかけ」と言い換えました。</li> <li>・下線（3）は食環境づくりに該当するため、p.94の（2）に移動しました。</li> </ul>

13	p.90	<p><b>エ 高齢世代の低栄養予防</b></p> <p><u>(1)低栄養を予防するためには、エネルギーやたんぱく質の摂取を意識し、食事量を減らさないようにすることが大切です。そのため、低栄養によるリスクや適切な栄養の摂取に関する啓発、簡単に作れる料理レシピの提供を行うとともに、様々な機会を通じて食欲の低下や体重減少等の変化に気付き、食べられない原因に対し適切な働きかけを行います。また、地域で食事を楽しむ「集いの場」や出かけるきっかけにもなる外出配食等、見守りも兼ねた食の取組を行っています。</u></p> <p>また、コロナ禍においても、<u>(2)生きがいを持ち健康に暮らしていくためには、社会や人とのつながりが大切です。相互にコミュニケーションを図りながら食べることを楽しみ、食べる意欲を維持していけるよう、新たな手法(2)としてインターネット等も活用した取組への支援について検討します。</u></p>	<p>p.93 <b>エ 高齢世代の低栄養予防</b></p> <p>低栄養によるリスクや適切な栄養の摂取に関する啓発を行います。また、様々な機会を通じて、食欲の低下や体重減少等の変化に気付き、食べられない原因に対し適切な働きかけを行います。</p> <p>また、地域で食事を楽しむ「集いの場」や出かけるきっかけにもなる外出配食等、見守りも兼ねた食の取組を行います。</p> <p>コロナ禍においても、相互にコミュニケーションを図りながら食べることを楽しみ、食べる意欲を維持していけるよう、新たな手法についても検討します。</p> <p>・課題に該当する箇所（下線（1）（2））は、「現状・課題」に記載があるため、削除しました。</p> <p>・下線（3）はインターネットに限らないため、より広く検討できるよう、表現を変えました。</p>
14	p.91	<p><b>(2) 全世代に共通する食育の取組</b></p> <p>国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所等の研究機関、企業や飲食店等の事業者と連携し、生活習慣病の予防に向けた食育を進めます。</p> <p>また、<u>(1)食環境整備として、健康づくりに取り組む店の推進や、特定給食施設での健康的な食事の提供に向けた支援・指導を行います。更に、「動く」「出かける」等のライフスタイルと関連付け、おいしく楽しく食べることのできる取組を取り入れることや、非常時を想定した食品の保管、食事づくりに関する情報発信を行っ</u></p>	<p>p.93 <b>オ 全世代に共通する食育の取組</b></p> <p>国立循環器病研究センターや国立健康・栄養研究所等の研究機関、企業や飲食店等の事業者と連携し、生活習慣病の予防に向けた食育を進めます。</p> <p>また、「動く」「出かける」等のライフスタイルを取り入れることにより、食事の摂取量が増える、食事をおいしく食べられる等、食生活にも影響を及ぼすため、「食べる」以外のライフスタイルとも関連付けた取組を行います。更に、<u>簡単にできる食事作りの知識や情報の発信、非常時を想定した食品の取扱い</u></p>

		ていきます。		に関する情報の発信等を行っていきます。  ・下線(1)は食環境づくりに該当するため、p.94の(2)に移動しました。
15	p.91	地域団体等の取組 ・特定給食施設での栄養管理された食事の提供	—	・特定給食施設の実施は「(2)食環境の整備」に移したため、削除しました。
16	p.89	イ 就労世代（高校卒業相当から30歳頃まで）への機会を捉えた啓発 <u>また、飲食店やコンビニエンスストア、学生食堂など、この世代が多く利用する場所で、食に関する情報発信や行動変容につながる仕掛けづくりを行うため、飲食店や給食施設等の事業者と連携し、食環境づくりを進めていきます。更に、自分で料理を作る楽しさを伝えるため、簡単に作れる料理レシピの発信を行います。</u>	p.94	<b>(2) 食環境の整備</b>  企業や飲食店等の事業者や研究機関等と連携し、自然に健康になれる食環境づくりを進めていきます。生活に身近なスーパーやコンビニ、飲食店等でのヘルシーメニューの提供を推進するとともに、栄養・食生活に関する新たな研究の取組やその成果を社会実証すること等により、健康的な食の選択につながるアプローチを充実させます。また、学校での給食や事業所の社員食堂等の食事は日々繰り返し提供されるものであり、健康への影響が大きいことから、利用者の特性に応じた適切な栄養管理による食事の提供と食教育を行っていきます。  ・「(2)食環境の整備」を新しく追加したことにより、行政の取組、地域団体等の取組も追加しました。
17	p.89	ウ 就労世代（30歳頃から）の行動を後押しする支援 <u>簡単に作れる料理レシピの発信や、スーパー等での商品を活用した情報の発信、社員食堂での栄養バランスのとれた食事の提供や情報発信等、商業施設や社員食堂等への働きかけにより、連携して環境づくりを進めていきます。</u>		
18	p.91	(2) 全世代に共通する食育の取組 <u>また、食環境整備として、健康づくりに取り組む店の推進や、特定給食施設での健康的な食事の提供に向けた支援・指導を行います。</u>		

19	p.92	市民の取組 ・食べ物について知り、食べることを大切にすることで、食を支える環境や社会を守る ・これからも食べることが続けられる社会にする	p.95	・これからも食べることを続けていける社会にするため、食べ物について知り、食べることを大切にして、食を支える環境や社会を守る
20	p.92	行政・地域団体の取組 (1) 食べることを大切にすることを育てる <u>(1)食べ物がどこでどのように作られたのか、自分たちに受け継がれてきた食文化はどのようなものか、食べ残したものがどうなるのか等について、体験や学びを通じて理解することで、食べることを大切にしようとする心が育ちます。そして、そのことは食を支える環境や社会を持続させることにもつながります。</u> 学校での教科と関連した学習の取組や、若い世代や親子で参加できる地域での <u>体験活動等の取組</u> 、高齢者が食に関する知識や経験について次世代に伝える役割も含め、全ての世代が食について楽しみながら理解を深め、食べることを大切に行動ができるよう食育を推進していきます。	p.95	<b>(1) 食べることを大切にすることを育てる</b> <u>保育園の行事や学校での教科と関連した学習、若い世代や親子が参加できる地域での食育活動、また、その取組の中で高齢者が食に関する知識や経験を次世代に伝える等、全ての世代が食について互いにに関わりながら理解を深め、食べることを大切に行動ができるよう食育を推進していきます。</u> <u>その中で、バランスよく食べる健康の視点と、食べることを大切にしながら持続可能な食を守る視点の両方を意識し、総合的に働きかけを行います。</u>  ・現状・課題に該当する箇所（下線（1））は、「現状・課題」に記載があるため、削除しました。
21	P93	成果指標 朝食をほぼ毎日食べる人の割合 増加 青年期 78.7 成年期 67.6 中年期 83.4	p.97	朝食を欠食する人の割合 15.0%以下 青年期 19.2 成年期 24.3

22	p.93	<p>取組の評価指標</p> <p>食塩を多くとる傾向がある人の割合</p>	<p>p.97</p> <p>取組の評価指標</p> <p><u>食塩の摂取</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・塩分を多く含む食品を控えていない人の割合</li> <li>・食塩を多くとる傾向がある人の割合</li> </ul> <p>・年代別に食塩の摂取状況を把握するため、指標を追加しました。</p>
----	------	--	---

分野3 動く・出かける

番号	計画素案		計画案	
1	p.94	<p>課題</p> <p>・体を動かす機会を増やすためには、<u>普段の生活において意識的に体を動かすことが大切です。また、自然と体を動かす機会を増やすため、社会環境を整備することが必要です。</u></p>	p.100	<p>・分かりやすいように以下の表現を追加しました。</p> <p>・体を動かす機会を増やすためには、<u>日常生活においてなるべく歩くようにするなど活動量を増やす工夫をし、継続することが大切です。</u></p> <p>・<u>無理なく日常生活の中で自然と体を動かす機会を増やすためには、社会環境を整備することも必要です。</u></p>
2	p.95	<p>課題</p> <p>生涯スポーツの視点からも、習慣的な運動の阻害要因を可能な限り取り除き、かつ各ライフステージの特徴に応じたアプローチ方法で、魅力ある運動プログラムや、運動できる場を提供する必要があります。</p>	p.101	<p>・分かりやすいように生涯スポーツの説明を追加しました。</p> <p>・<u>生涯を通じて、いつでも、どこでも、誰でもスポーツに親しむという生涯スポーツの視点からも、習慣的な運動の阻害要因を可能な限り取り除き、かつ各ライフステージの特徴に応じたアプローチ方法で、魅力ある運動プログラムや、運動できる場を提供する必要があります。</u></p>
3	p.95	<p>用語説明</p> <p>■生涯スポーツとは</p> <p>■ロコモティブシンドロームとは</p> <p>■フレイルとは</p>	p.●●	<p>・用語集にまとめる予定とし、本文中からは削除しました。</p>

分野4 眠る・癒す

番号	計画素案		計画案	
1	p.105	市民のめざす姿・現状課題 1 自分に合った方法でこころの健康を保つ 2 <u>こころの不調</u> に早期に気づき、対応する	p.112	・リード文の表現に合わせて、市民のめざす姿・現状課題の表現を以下のように変更しました。 1 自分に合った方法でこころの健康を保つ 2 <u>不調のサイン</u> に早期に気づき、対応する
2	p.103	現状 1 自分に合った方法でこころの健康を保つ 現状	p.110 p.111	・現状について、第2章と重複した部分を省き、特徴的な現状のみを残しました。 ・「2 不調のサインに早期に気づき、対応する」の現状として挙げていた「緊急事態宣言下前後における健康活動等の調査2021」の結果は、内容を考慮し「1 自分に合った方法でこころの健康を保つ」に移動しました。 ・「1 自分に合った方法でこころの健康を保つ」の現状として挙げていた「育てにくさを感じたときに対処できる割合」の結果は、内容を考慮し「2 不調のサインに早期に気づき、対応する」に移動しました。
3	p.104	課題 1 自分に合った方法でこころの健康を保つ ・(1) 睡眠障害（睡眠時無呼吸症候群、交代勤務などによる体内時計の乱れなど）は本人が気づきにくいことが多く、本人に限らず周囲の人も気付けるよう、睡眠障害に関する知識を広く周知啓発し、必要時には医療機関に相談するよう勧めることが大切です。 ・(2) 特にコロナ禍において、生活環境等の変化による影響を受けている人が多いことが予想されることから、こころの健康を保	p.110	・(1) についてはコラム等の掲載に変更予定です。 ・(2) については以下のとおり文章を補足しました。 コロナ禍において、生活環境等の変化による影響を受けている人が多いことが予想されることから、 <u>ストレスとの付き合い方や睡眠・休養の取り方についての周知啓発、人とながらる場づくりなどのこころの健康を保つための取組を進める必要があります。</u> ・(3) については以下のとおり文章の構成を入れ替えました。 下線部については取組に移動させました。

		<p>つ取組を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(3) ころの健康を保つためには、子供の頃から自尊心を持ち自分を大切にできるよう、自己肯定感を育てる必要があります。自己肯定感とは、困難な問題や危機的な状況、ストレスに対してすぐに立ち直れる力、回復力につながります。<u>そのため、教師や保護者など子供に関わる大人から、自己肯定感を育てるための働きかけをすることが必要です。</u></li> </ul>		<p>自己肯定感とは困難な問題や危機的な状況、ストレスに対してすぐに立ち直れる力、回復力につながります。ころの健康を保つためには、子供の頃から自尊心を持ち自分を大切にできるよう、自己肯定感を育てる必要があります。</p>
4	p.104	<p>現状</p> <p>2 ころの不調に早期に気づき、対応する</p>	p.110 p.111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について、第2章と重複した部分を省き、特徴的な現状のみを残しました。</li> <li>・「悩みやストレス等の解消度合い」については、「1 自分に合った方法でころの健康を保つ」に掲載しているため、削除しました。</li> <li>・「2 不調のサインに早期に気づき、対応する」の現状として挙げていた「緊急事態宣言下前後における健康活動等の調査2021」の結果は、内容を考慮し「1 自分に合った方法でころの健康を保つ」に移動しました。</li> <li>・「1 自分に合った方法でころの健康を保つ」の現状として挙げていた「健やか親子21母子保健調査」の結果のうち、「育てにくさを感じたときに対処できる割合」は、内容を考慮し「2 不調のサインに早期に気づき、対応する」に移動しました。</li> </ul>

5	p.105	<p>課題</p> <p>2 こころの不調に早期に気づき、対応する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・こころの不調のサインに気付けない人には、周囲が気付いてサポートをすることが必要です。行政や関係団体はこころの不調を起こしやすい時期や対象に積極的にアプローチし、支援をする必要があります。<u>(1) 特に家庭内の問題は表面化されないことがあるため、学校、職場など本人を取り巻く周囲の人は、気になるサインが出ていないかアンテナを張り、注意しておく必要があります。</u></li> <li>・(2) コロナ禍による<u>自粛生活、在宅勤務などの影響でこころの不調を潜在的に抱える人、社会の中で孤立している人が増加しており、対応していく必要があります。</u></li> </ul>	p.111	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) について p.116 の取組に記載したため、削除しました。</li> <li>・(2) について分かりやすいように以下のように変更しました。</li> <li>・コロナ禍による<u>生活環境等の変化により、こころの不調を感じている人や社会の中で孤立している人が増加しています。</u><u>抱える悩みに応じ、相談や支援を行う必要があります。</u></li> </ul>
6	p.105	<p>行政・地域団体等の取組</p> <p>1 (1) こころの<u>健康維持のための知識の周知啓発</u> (2) こころの<u>健康維持を支える日常的な取組の推進</u></p> <p>2 (1) <u>不調のサインや対応に関する知識の普及啓発</u> (2) <u>相談体制の充実・強化</u></p>	p.112	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複した内容が多いため、1, 2ともに取組を一本化しました。</li> </ul> <p>行政・地域団体等の取組</p> <p>1 (1) こころの<u>健康を保つための取組の推進</u></p> <p>2 (1) <u>相談支援の充実と普及啓発</u></p>
7	p.106	<p>1 自分に合った方法でこころの健康を保つ</p> <p>市民の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良質な睡眠、日中の活動や適度な運動、バランスのとれた栄養・食生活など、心身の健康維持の基礎となる生活習慣を、自分ができるところから実践する</li> <li>・ストレスへの対処方法に関する正しい知識を持ち、日常生</li> </ul>	p.113	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすいように表現を以下のように変更しました。</li> </ul> <p>市民の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活リズムを整え、健康的な生活を送る</li> <li>・睡眠による休養を十分にとり、ストレスと上手に付き合う</li> <li>・生きがいや楽しみを見つける</li> <li>・家庭や学校、地域等で人とのつながりを持つ</li> </ul>

		<p>活で 実践する</p> <p>・健やかなこころを育むため、子供の頃から家庭・学校・地域等において、同年代や多世代とコミュニケーションをする機会を持つ</p>		
8	p.106	<p>(1) こころの健康維持のための知識の周知啓発</p> <p><u>適度な運動は、質のよい睡眠につながります。このように、運動、睡眠、食事など健康的な生活習慣が互いに関連し合い、心身の健康維持の基盤となること、また、ストレスへの対処方法やセルフコントロールの方法など、こころの健康を保つための知識について、全ての市民に対し啓発を行います。</u></p> <p><u>無関心層にも関心を持ってもらうため、公共施設や商業施設など、くらしにとけこむ身近な場での周知啓発を行います。</u></p>	p.113	<p>・行政・地域団体等の取組の(1)(2)の内容を統合させたことに伴い、文章の順番を入れ替え、また以下のように補足しました。</p> <p>(1) <u>こころの健康を保つための取組の推進</u></p> <p><u>各ライフステージに応じて、こころの健康を保つために必要な取組を推進します。</u></p> <p><u>また、全ての市民に対し、こころの健康を保つための知識として運動・睡眠・食事など健康的な生活習慣が心身の健康維持の基盤となることや、ストレスへの対処方法、セルフコントロールの方法などについて情報提供を行うとともに、趣味や地域活動、人とのふれあい、生きがいくくりとなるような教室や交流会などの実施や、<u>安心しこころ癒される生活のための環境づくりを行います。</u></u></p>
9	p.107	<p>(2) <u>こころの健康維持を支える日常的な取組の推進</u></p> <p><u>ストレスを過剰にためないよう、ストレス要因の解消や軽減をするとともに、気分転換や気持ちのリセットが図れるよう、趣味や地域活動、生きがいくくり、人とのふれあいの場など、「楽しむ・輝く」につながるような教室や交流会などを行います。</u></p>		

10	p.107	<p>ア 次世代</p> <p><u>乳幼児期から日常生活の中で、子供の健やかなこころの成長や発達の促進、ほめて伸ばす等の自己肯定感を高める教育、</u>  <u>(1)不登校等の問題を抱える子供へのサポート</u>を行います。</p>	p.113	<p>ア 次世代</p> <p><u>教師や保護者など子供に関わる大人による子供の健やかなこころの成長や発達の促進につながる取組、ほめて伸ばす等の自己肯定感を高める教育等</u>を行います。</p> <p>・下線(1)は市民のめざす姿2「不調のサインに早期に気づき、対応する」に当たる取組のため、表現を変更し p.116 に記載しました。</p>
11	p.107	<p>ア 次世代 関係室課の取組</p> <p>・<u>問題を抱える子供に対するスクールカウンセラー等の専門職によるサポート</u></p>	p.114	<p>・下線部は市民のめざす姿2「不調のサインに早期に気づき、対応する」の p.116 に記載しました。</p>
12	p.107	<p>イ 就労世代 関係室課の取組</p> <p><u>(1)・妊産婦、子育て中の市民に向けた産前産後ケアの取組</u></p>	p.114	<p>・(1)は表現を変更し、「ア次世代」に移動させました。</p>
13	p.106	<p>(1) <u>こころの健康維持のための知識の周知啓発</u></p> <p><u>適度な運動は、質のよい睡眠につながります。このように、運動、睡眠、食事など健康的な生活習慣が互いに関連し合い、心身の健康維持の基盤となること、また、ストレスへの対処方法やセルフコントロールの方法など、こころの健康を保つための知識について、全ての市民に対し啓発を行います。</u></p> <p><u>無関心層にも関心を持ってもらうため、公共施設や商業施設など、くらしにとけこむ身近な場での周知啓発を行います。</u></p>	p.114	<p>・(1) こころの健康維持のための知識の周知啓発とエ全世代に記載していた文章を以下のように統合させました。</p> <p><u>運動、睡眠、休養、食事などの健康的な生活習慣が心身の健康維持の基盤となることや、ストレスへの対処方法、セルフコントロールの方法などについて、公共施設や商業施設などくらしにとけこむ身近な場での周知啓発を行います。</u></p> <p><u>趣味や地域活動、生きがいづくり、人とのふれあい、生きが</u></p>

14	p.108	<p>エ 全世代</p> <p><u>全ての市民に対し、楽しめる趣味や地域活動、人とのふれあい、生きがいがづくりとなるような教室や交流会などの場・機会を提供します。また、緑豊かな公園や木々に囲まれた環境、美しいまち並みなど、全ての市民の「眠る・癒す」のため、ハード面からも安心してこころ癒される生活のための環境づくりを行います。</u></p>		<p>いづくりにつながるような教室や交流会などを行います。</p> <p>緑豊かな公園や木々に囲まれた環境、美しいまち並みなど、ハード面からも安心して、こころ癒される生活のための環境づくりを行います。</p>
15	p.109	<p>市民のめざす姿</p> <p>2 <u>こころの不調</u>に早期に気づき、対応する</p>	p.116	<p>市民のめざす姿</p> <p>2 <u>不調のサイン</u>に早期に気づき、対応する</p> <p>・リード文の表現に合わせました。</p>
16	p.109	<p>(1) 不調のサインや対応に関する知識の普及啓発</p> <p><u>(1) 子供の頃から、こころの不調のサインやSOSの出し方について伝えていきます。</u></p> <p><u>全世代に対し、あらゆる機会を捉え、自分の身近に相談できる場があること、困ったときやこころの不調があるときは、抱え込まず相談するよう周知啓発します。</u></p> <p><u>(2) また、家族など身近な人にこころの不調のサインがある場合は、まず悩みに耳を傾け、寄り添うこと、場合によっては適切な相談機関につなげるよう周知啓発します。</u></p>	p.116	<p>・行政・地域団体等の取組の(1)(2)の内容を統合させ、以下のように変更しました。</p> <p><b><u>(1) 相談支援の充実と相談窓口の普及啓発</u></b></p> <p><u>各ライフステージに対し、あらゆる機会を捉え、自分の身近に相談できる場があること、困ったときやこころの不調があるときは、抱え込まず相談するよう周知啓発を行います。相談窓口のほか、地域で孤立しないよう集まれる場を提供するなど、こころの不調のサインを早期に発見できる場づくりを行います。また、こころの不調に陥る要因となる様々な問題・課</u></p>

17	p.111	<p>(2) 相談体制の充実・強化</p> <p>こころの不調に陥る要因となる様々な問題・課題に対し柔軟に対応できるよう、専門性を活かした相談体制の充実・強化を図ります。また、こころの不調に陥りSOSを出せずにいる人のため、各世代に関わる関係機関が個別にサポートするほか、孤立しないよう集まれる場を提供するなど、こころの不調のサインを早期に発見できる場づくりを行います。</p>		<p>題に対し柔軟に対応できるよう、専門性を活かした相談支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>・下線(1)は「ア 次世代」の内容と重なるため削除しました。</p> <p>・下線(2)は「エ 全世代」の取組に移動しました。</p>
18	p.109	<p>(1) 不調のサインや対応に関する知識の普及啓発</p> <p>ア 次世代 関係室課の取組</p> <p>・妊産婦、<sup>(1)</sup> <u>子育て中の親を対象に</u>、健康教室、訪問や面接相談、健診などあらゆる機会を捉えた周知啓発</p> <p>・小中学生への各種教育、相談</p>	p.116	<p>・(1)(2)を統合させたことに伴い、取組について以下のように表現を変更しました。</p> <p>・下線(1)について子育て中の親については、イ就労世代に移動させました。</p> <p>・「1自分に合った方法でこころの健康を保つ」の(2)こころの健康維持を支える日常的な取組の推進に記載していた「問題を抱える子供に対するスクールカウンセラー等の専門職によるサポート」を移動させました。</p> <p>・妊産婦の不安や悩みに対する各種相談・支援</p> <p>・小・中学生への各種教育、相談、支援</p>
19	p.111	<p>(2) 相談体制の充実・強化</p> <p>関係室課の取組 次世代</p> <p>・妊産婦、<sup>(1)</sup> <u>子育て中の保護者に対し</u>、健診、訪問や面接相談、健康教室などで育児に関する不安や悩みの相談事業</p> <p>・学齢期の子供、保護者に対し、学校や家庭などに関する悩みの相談事業</p>		
20	p.109	<p>イ 就労世代</p> <p>労働者がストレスチェックなどでこころの不調に気づき、一人で抱え込まず専門家等に相談するよう、地域保健と職域保健が連携した周知啓発を行います。</p>	p.116	<p>・以下の表現を追加しました。</p> <p>イ 就労世代</p> <p>労働者がストレスチェックなどでこころの不調に気づき、一人で抱え込まず専門家等に相談するよう、地域保健と職域保健が連携した周知啓発を行います。<u>また、妊娠中から子育て中の親に対し、切れ目のない相談や支援をする中で、こころの</u></p>

				<u>不調のサインに関する周知啓発を行います。</u>
21	p.109	(1) 不調のサインや対応に関する知識の普及啓発 イ 就労世代 関係室課の取組 ・健康相談、健康教室 ・労働者への啓発 ・労働者対象の相談事業	p.117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)(2)を統合させたことに伴い、取組について以下のように表現を変更しました。</li> <li>・<u>乳幼児期の子どもを持つ保護者に対する不安や悩みの各種相談・支援</u></li> <li>・<u>小・中学生の保護者に対し、学校や家庭などに関する悩みの相談</u></li> <li>・健康相談、健康教室</li> <li>・労働者への啓発</li> </ul>
22	p.111	(2) 相談体制の充実・強化 健康や仕事、家庭などの不安や悩みに関する各種相談事業		
23	p.110	エ 全世代 全ての市民に、こころの健康維持、不調があるときの対応に関する一般的な知識について広く普及啓発を行います。	p.117	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)(2)を統合させたことに伴い、以下のように表現を変更しました。</li> <li>エ 全世代 <u>全ての市民に対し、こころの健康維持、不調があるときの対応に関する知識について広く普及啓発を行います。</u></li> <li><u>また、あらゆる悩みを抱える市民に対し、行政をはじめ、関係機関が連携して、相談や支援を行います。特に、家庭内の問題は表面化されにくいため、悩みを抱える本人以外の周囲の人に対し、家族など身近な人にこころの不調のサインを見つけた場合は、まず悩みに耳を傾け寄り添うとともに、必要に応じて適切な相談機関を活用するよう、広く周知啓発を行います。</u></li> </ul>
24	p.111	(2) 相談体制の充実・強化 <u>こころの不調に陥る要因となる様々な問題・課題に対し柔軟に対応できるよう、専門性を活かした相談体制の充実・強化を図ります。また、こころの不調に陥りSOSを出せずにいる人のため、各世代に関わる関係機関が個別にサポートするほか、孤立しないよう集まれる場を提供するなど、こころの不調のサインを早期に発見できる場づくりを行います。</u>		

分野5 歯と口腔の健康

番号	計画素案	計画案
1	<p>p.113 課題</p> <p>・次世代は乳幼児健診における歯科健診や、所属での歯科健診の機会等、健診受診機会が比較的確保されていますが、中学卒業以降でみると年1回以上歯科健診を受診している人は半数程度であり、特に、<u>中学卒業から24歳までの年代</u>ではその割合が低下し、3年以上受診していない割合が他の年代よりも高くなっています。そのため、全ての市民が生涯にわたって定期的に歯科健診を受けることができるように<u>する必要があります。</u></p>	<p>p.120</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすいように補足しました。</li> <li>・<u>乳幼児や小中学生は歯科健診の受診機会が比較的確保されていますが、中学卒業以降の年代で年1回以上歯科健診を受診している人は半数程度であり、特に、<u>青年期</u>ではその割合が低く、3年以上受診していない割合が他の年代よりも高くなっています。そのため、全ての市民が生涯にわたって定期的に歯科健診を受けることができるよう、<u>受診機会を提供することが必要です。</u></u></li> </ul>

分野6 たばこ

番号	計画素案		計画案	
1	p.121	用語説明 ■法律・条例の動き ■本市における「スモークフリー」の推進	p.137	・左記の内容をコラムとしました。
2	p.121	リード文	p.130	・リード文に合わせ、現状・課題の掲載順及び表現を以下のとおり変更しました。 (変更前) 1 喫煙者の喫煙 2 受動喫煙 3 未成年の喫煙 (変更後) 1 受動喫煙 2 禁煙に努める 3 20歳未満の者の喫煙を防止する
3	p.122	受動喫煙 課題 ・屋内の禁煙化は一定、進んできていますが、屋外における受動喫煙が次の課題です。周囲に配慮した喫煙により受動喫煙が生じることがないように努めることが必要です。 ・特に子供は、自ら受動喫煙を避けることが難しいため、周囲の大人が子供を受動喫煙から守るように努めることが必要です。 ・喫煙の際は、周囲に配慮した喫煙ができるよう、公共施設や商業施設などのくらしにとけこみ場での周知啓発や環境整備により、行動変容を促すことが必要です。	p.130	・順番を入れ替え、言葉を補足しました。 ・ <u>改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行により、屋内の禁煙化は一定、進んできていますが、屋外における受動喫煙が次の課題です。そのため、受動喫煙が生じることがないように環境整備を行うとともに、喫煙者が喫煙する際は周囲に配慮するよう公共施設や商業施設などのくらしにとけこみ場で周知啓発を行い、行動変容を促すことが必要です。</u> ・特に子供は自ら受動喫煙を避けることが難しいため、周囲の大人が子供を受動喫煙から守るように努めることが必要です。
4	p.122	喫煙者の禁煙 課題	p.131	・言葉を補足しました。 ・ <u>改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行による屋内</u>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例の施行、たばこの値上がりなどの影響により、<u>本市の喫煙率は減少傾向であり、かつ国、大阪府と比べると低くなっています。しかし、保険者別では就労世代の喫煙率が高いため事業所等と連携した対策が必要です。</u></li> <li>・喫煙者に対し、属性に応じたアプローチにより禁煙支援を行うことが必要です。特に、禁煙に関心がある人については、禁煙に取り組めるよう支援を充実することが必要です。</li> <li>・たばこは依存性があり、妊娠・出産などを機に禁煙しても、子供が成長するにつれて再度の喫煙につながる可能性があります。禁煙した人が再度喫煙することがないように、継続した支援が必要です。</li> </ul>		<p><u>原則禁煙化やたばこの値上がりなどの影響により喫煙率は減少傾向です。また、本市の喫煙率は、全国や大阪府と比べて低くなっていますが、保険者別でみると、<u>協会けんぽの喫煙率が高いことが伺えます。そのため、特に就労世代では事業所等と連携した取組の展開が必要です。</u></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>禁煙に関心がある人が半数を超えることから、喫煙者の属性に応じたアプローチや禁煙支援の充実によって、禁煙につながる必要があります。</u></li> <li>・たばこは依存性があり、妊娠・出産などを機に禁煙しても、子供が成長するにつれて再度の喫煙につながることがあります。そのため、禁煙した人が再度喫煙することがないように、継続した支援が必要です。</li> </ul>
5	p.127	<p>成果指標 喫煙率 現状値 11.3%</p>	p.135	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数値が誤っていたため修正しました。</li> </ul> <p>現状値 11.1%</p>

分野7 アルコール

番号	計画素案		計画案	
1	p.129	現状	p.138	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下を追加しました。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症による影響</li> </ul> 例年、家計における飲酒の割合として家庭内が7割、外での飲酒用が3割であったが、令和2年（2020年）は家庭内が8割超に増加。
2	p.129	課題 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多量飲酒の状態に至っている人については、本人だけではなく、家族や友人など周囲の人を含め、多量飲酒による身体への影響について、公共施設や商業施設などのくらしにとけこむ場や健診等の機会を活用して周知啓発を行うことが必要です。</li> <li>・年代別では、40歳代～60歳代で「ほぼ毎日」飲酒する割合が高くなっています。特に60歳代は、退職後に時間的余裕があることが毎日の飲酒につながっている可能性が考えられます。そのため、職域保健と連携し、就労世代から退職後の飲酒とのつきあい方についてのアプローチが必要です。</li> <li>・コロナ禍における自粛の影響により家での飲酒が増加しており、習慣的な飲酒につながりやすい状態であると言えます。また、アルコール依存症に関しては、本人が依存状態に気づきにくい特徴がある上、アルコール依存症への知識不足や偏見が相談支援につながりにくくする一因であると言われています。そのため、本人だけでなく周囲の人が異変に気づき、専門支援や相談につなげられるよう、アルコール依存</li> </ul>	p.138	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部順番を入れ替え、以下のように表現を変更しました。</li> <li>・コロナ禍における自粛の影響により家庭での飲酒が増加しており、習慣的な飲酒につながりやすい状態であると言えます。多量飲酒による身体への影響について、健診や保健指導等の機会や、公共施設や商業施設などのくらしにとけこむ場を活用して周知啓発を行うことが必要です。</li> <li>・年代別では、40歳代～60歳代で「ほぼ毎日」飲酒する割合が高くなっています。特に60歳代は、退職後に時間的に余裕があることが毎日の飲酒につながっている可能性が考えられます。そのため、職域保健と連携し、就労時から退職後における飲酒とのつきあい方について、情報提供を行うことが必要です。</li> <li>・アルコール依存症に関しては、本人が依存状態に気づきにくい特徴がある上、アルコール依存症への知識不足や偏見が相談支援につながりにくくする一因であると言われています。そのため、本人だけでなく周囲の人が異変に気づき、専門支援や相談につなげられるよう、アルコール依存症に関する周知啓発を広く行うことが必要です。</li> </ul>

	<p>症に関する周知啓発を広く行うことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和 2 年度（2020 年度）に中核市に移行し保健所を有したことにより、アルコール依存症について、市民に身近な場所での相談支援ができることとなったことから、体制の整備及び相談先の周知が必要です。</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>・令和 2 年度（2020 年度）に中核市に移行したことに伴い、アルコール依存などの相談支援を実施しています。今後、更なる体制整備や相談先の周知が必要です。</li></ul>
--	---	--	--

分野8 診てもらう

番号	計画素案		計画案	
1	p.135	<p>リード文</p> <p>生活習慣病の予防などのためには、日頃から自分自身の健康状態に関心を持ち、健康管理を行っていくことが重要です。そのために、まずは、定期的に健診（特定健診、職場健診、人間ドックなど）や検診（がん検診など）を受診し、自身の健康状態を知るとともに、<u>その結果に基づき、病気の早期発見・早期治療や生活習慣の改善につなげる</u>ことが大切です。</p> <p><u>加齢に伴い、高血圧、脂質異常症、糖尿病等の慢性的な疾患が複数ある人が多くなりますが、これらの疾患は心疾患や脳血管疾患などの発症リスクとなります。特に高齢者では、生活習慣病が認知機能障害やADL（移動・排泄・食事などの日常生活動作）の低下につながり、生活の質に影響を与えます。そのため、生活習慣病を治療している場合は、重症化予防のため、定期受診や自己管理によって、適切なコントロールをすることが大切です。</u></p>	p.144	<p>・言葉を補足しました。</p> <p>生活習慣病の予防のためには、日頃から自分自身の健康状態に関心を持ち、健康管理を行うことが重要です。そのために、まず「1 健診（特定健診、職場健診、人間ドックなど）や検診（がん検診など）を定期的に受診」し、自身の健康状態を知るとともに、「2 健（検）診結果に基づき、医療機関の受診や生活習慣改善につなげる」ことが大切です。</p> <p><u>また、加齢に伴い、高血圧・脂質異常症・糖尿病といった生活習慣病と診断される人が多くなりますが、これらの疾患は死亡や要介護の原因となる心疾患や脳血管疾患などの発症のリスクとなります。特に高齢者では、生活習慣病が認知機能障害やADL（移動・排泄・食事などの日常生活動作）の低下につながると言われており、生活の質（QOL）に影響を与えます。そのため、生活習慣病と診断されている場合は、「3 重症化予防のために定期受診や自己管理をする」ことが大切です。</u></p>
2	p.135	<p>現状</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行による影響</p> <p>・健診受診控えがみられる</p>	p.144	<p>・以下の文章に変更しました。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症による影響</p> <p><u>初めて緊急事態宣言が出された令和2年（2020年）4月～5月のがん検診受診率は大幅に減少。6月以降は前年同月と比較し、おおよそ同程度に受診者数は回復。</u></p>
3	p.135	<p>課題</p> <p>・職域保健と連携し、職域の受診状況を把握するとともに、職域を含めた市民全体の健（検）診の受診率向上に努める必要が</p>	p.145	<p>・以下の文章を追加しました。</p> <p><u>市が実施する健（検）診に限らず、広く市民の健康管理を推進するため、職域保健と連携し、職域の受診状況を把握する</u></p>

		あります。		とともに、職域を含めた市民全体の健（検）診の受診率向上に努める必要があります。
4	p.136	現状	p.145	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の現状を追加しました。</li> </ul> <u>有所見等の状況（国保、協会けんぽ）</u> <u>高血圧：大阪府と比べ男女とも治療者・未治療者ともに高い</u> <u>脂質異常症：大阪府と比べ男女とも治療者において低い。一方、未治療者においては女性で大阪府より高い</u> <u>糖尿病：大阪府と比べ男女とも国保において治療者（中等度 <math>6.5\% \leq HbA1c &lt; 8.0\%</math>）の割合が高い</u>
5	p.136	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健診の結果、<u>医療機関での受診が必要な値であるにもかかわらず、受診に至っていないことで、生活習慣病の発症、重症化につながるおそれがあるため、要治療者等への受診勧奨が必要</u>です。</li> <li>健診結果に基づき、生活習慣改善につなげられるよう、<u>それぞれのライフスタイルに応じた生活習慣改善のポイント</u>を伝えるとともに、実行しやすい環境を整えることが必要です。</li> <li>無関心層を含め、全ての市民が健診情報を管理し、生活習慣改善に役立てられるよう、健康医療情報（PHR）を多様なサービスに活用できる環境整備を行う必要があります。</li> </ul>	p.145	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の文章に変更しました。</li> <li>健診の結果、<u>有所見と診断された方には、発症・重症化を防ぐため受診勧奨が必要</u>です。</li> <li>健診結果に基づき、生活習慣改善につなげられるようライフスタイルに応じた生活習慣改善のポイントを伝えるとともに、実行しやすい環境を整えることが必要です。</li> <li>無関心層を含め、全ての市民が健診情報を管理し、生活習慣改善に役立てられるよう、健康医療情報（PHR）を多様なサービスに活用できる環境整備を行う必要があります。</li> </ul>
6	p.136	<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加齢に伴う身体変化により生活習慣病などの慢性疾患を持つ人が増加します。<u>生活習慣病などの慢性疾患の自己管理が不十分な場合、重症化につながり、QOLを著しく低下させるうえ、フレイルや認知症発症のリスクともなるため、定期的な受診が</u></li> </ul>	p.145	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の文章に変更しました。</li> <li><u>高血圧・糖尿病等の生活習慣病は管理が不十分な場合、重症化につながり、死亡や介護の原因のひとつである心疾患や脳血管疾患の発症リスクとなるうえ、フレイルや認知症発症のリスクにもなる</u>と言われています。それらを防ぐためには、</li> </ul>

	<p>必要です。また、日常生活において、継続して自己管理ができるよう、医療と地域が連携して支援を行うための<u>環境整備</u>が必要です。</p>	<p>定期的な受診や<u>自己管理</u>が必要です。  ・<u>生活習慣病と診断された方が</u>、日常生活において継続して自己管理ができるよう、医療と地域が連携して<u>支援を行うこと</u>が必要です。</p>
--	--	--

(※) その他、文言等の軽微の修正を行っております。